

# 京都府テレワーク推進センター設置運営業務仕様書

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワーク（注1）に取り組む企業が増加する中、ICT環境整備や人事評価、社員のメンタルケア等、導入・定着に課題を抱える中小企業を支援するため、京都府テレワーク推進センターを設置し、WITHコロナ社会に対応した企業の就労環境整備を支援する。

（注1）テレワークとは、在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務等、ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を指す。

## 2 委託業務名

京都府テレワーク推進センター設置運営業務

## 3 業務の主たる実施場所

京都府が指定する場所

なお、センターの運営については京都経済センター（京都市下京区 室町東入函谷鉾町 78 番地）3階 62㎡を活用するものとする。

## 4 業務の実施時間

午前9時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みとする。

※ イベント実施や緊急時等には、業務日の時間外、土曜日、日曜日、祝日、年末年始に対応を要する場合がある。

## 5 業務内容

本業務は、上記1の趣旨を実現するため、京都府が実施する新型コロナウイルス感染症対策や多様な働き方の推進に関する取組を十分に理解し、テレワーク推進センターの設置・運営を行うと共に、自らも積極的に状況分析・改善方策を提案するものとし、具体的には以下の(2)から(7)の事項のとおり実施するものとする。

### (1) テレワーク推進センターの設置・運営

テレワークの導入・定着に当たり課題を抱える中小企業を支援するためのセンターを開設すること。センターには業務の統括や事業の企画立案、進捗管理を行う責任者及び企業からの相談対応等を行うITコーディネータ等、技術的知見を有する者を置くこと。センターのレイアウト等は受託者の提案によるものとし、提案に当たっては以下、(2)から(6)までの内容を踏まえ、これらの実施に適した内容とすること。

なお、設置場所は京都経済センター3階とし、京都府は受託者に対し、委託期間中無償で提供する。その他、必要な物品・設備等は受託事業者で準備を行うこと。

## (2) テレワークの導入に関する相談対応

来所や電話、Web等により相談のあった各企業の状況に合わせ、きめ細かいサポートを行うこと。相談対応に当たっては、ITコーディネータ等による技術的な支援と社会保険労務士等による法務的な支援を両面から実施し、相談にワンストップで対応できる体制を構築すること。

なお、相談対応については、機器の実演を行うなど、来場者に分かりやすく伝えるよう工夫すること。支援の詳細は受託者の提案によるものとし、京都府と協議の上、決定すること。

(例) ・テレワーク導入等に当たっての課題分析・現状把握

- ・対象業務の整理
- ・企業に適したICT環境の選定・導入
- ・就業規則の改訂支援、ルール作成
- ・実施結果を踏まえた改善策の提案 等

## (3) テレワーク導入支援

各企業の状況に合わせ、適切なテレワーク手法や必要な手続き等についてコンサルティングを行い、テレワークの導入・定着を支援すること。センターに相談のあった企業はもとより、訪問による企業開拓等を行い、テレワークの導入を推進すること。支援の詳細は受託者からの提案によるものとし、以下のアからエまでを踏まえること。

ア 企業の状況を把握し、実情に合わせた適切な手法の提案を行うこと。

イ 機器等の導入を支援する際には特定事業者の商品に特化した提案等は行わず、各機器等のメリットやデメリットを踏まえた偏りのない提案に努めること。

ウ テレワークの導入に当たっては国や京都府が実施する支援制度を活用すること。

エ 京都府が実施する他事業と連携し、テレワーク導入に課題を抱える中小企業の情報を収集し、効率的な企業訪問に努めること。

## (4) セミナーの開催・運営

テレワークの導入・定着に資するセミナーを開催すること。

ア 対象者

府内中小企業等の経営者、人事担当者等

イ セミナーの企画

企画等詳細は受託者の提案によるものとし、提案に当たっては以下の(ア)から(ウ)までを踏まえた内容とすること。

(ア) テレワーク導入のメリット、導入プロセス、留意点等を伝えること。

(イ) 国や京都府が実施する導入支援制度を紹介すること。

(ウ) WEB会議システムによる配信等により、地域に関わらず参加できるよう工夫を行うこと。

ウ 実施回数

5回以上

エ 会場等

会場の決定に当たっては受託者が候補会場を提示し、京都府と協議の上、決定すること。

オ セミナー講師

本セミナーを担当するにふさわしいセミナー講師を提案し、京都府と協議の上、決定すること。講師は受託者が直接雇用するものに限定せず、内容にふさわしい人物を充てること。

(5) 専門家派遣

来所相談や企業訪問等により、課題解決のため特に専門的な知見が必要な事例に対して専門家の派遣等により支援を行う。詳細は受託者からの提案によるものとし、京都府と協議の上、決定すること。

(例) 社員のメンタルケアに係る研修を実施したい企業に臨床心理士等を派遣

(6) 周知・広報等

センターや本委託で行う事業の広報及び集客のためのイベント等を行うこと。

ア ポスター 100部以上

センターをPRする内容・デザインとすること。

イ リーフレット 5000部以上

センターの内容、セミナー・イベントの内容、府が実施する支援制度を盛り込んだ内容とすること。

ウ ホームページの作成等

センターの内容、セミナー・イベントの内容等を発信するためのホームページについて企画・提案を行うこと。センター独自のホームページではなく、京都府ホームページ(注2)への掲載によるものも可能とし、効果的な広報が行えるよう工夫すること。

なお、京都府ホームページに掲載する場合、制作は京都府が行うものとし、原稿・素材の提供等について協力を行うこと。

(注2) 京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/index2.html>

エ イベント等の企画・運営

センターに隣接するオープンイノベーションカフェ(KOIN)等を活用し、集客のためのイベントを開催すること。イベントの企画等詳細は受託者の提案によるものとし、京都府と協議の上、決定すること。

(例) テレワーク機器の体感イベントの実施

オ その他広報

新聞や雑誌、SNSの活用等、本委託に係る周知・広報を効果的に実施できるよう工夫すること。

## 6 運営管理・実施報告等

### (1) 目標数

業務運営に係る最重要目標として、以下の項目を管理すること。なお、大幅な変更がある場合は別途協議の上、変更することがある。

ア 本事業を利用し、テレワークを導入・拡充した企業数 100 社

(2) 管理項目

上記目標数のほか、業務の進捗状況を管理する重要な指標として、以下の項目を管理すること。なお、項目については、別途協議の上で追加することがある。

ア 延べ相談件数 1,000 件

イ テレワーク導入支援のための企業訪問件数 300 件

ウ セミナー来場・視聴者数 500 人

(3) 報告等

6 (1) 及び(2)の実績については、月報により京都府に報告を行い、評価・指示を踏まえ、円滑な業務の推進に努めること。

(4) 進捗状況の確認等

月報により京都府へ報告する際には、常に6 (1) 及び(2)の目標数と比較した上で、進捗管理を行うこと。6 (1) 及び(2)の実績が目標数を下回る場合又は現行業務に課題がある若しくは起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

また、進捗状況や業務実施結果等について、京都府から報告を求められた場合は随時報告を行うこと。

(5) 事業展開の提案

本業務を実施し、企業からの相談内容や取組の状況を踏まえ、次年度以降の効果的な事業展開について提案を行うこと。

## 7 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等その他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

## 8 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費（四半期毎の前金払可とする。）

ア 賃金

イ 通勤手当

ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

ア 講師謝金

イ 旅費

ウ 消耗品費

エ 印刷製本費

オ 燃料費

カ 会議費

- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 京都府と協議して認められた経費

## 9 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務に要した経費内訳

## 10 財産権の取扱い

委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

## 11 業務上の留意事項

本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

## 12 その他

- (1) 以下の項目に該当し京都府の指導にもかかわらず受託事業者の積極的な改善が図られなかったものと京都府が判断した場合には、委託料の10分の1を上限として、変更契約を締結の上、委託料を減額することがある。
  - ア 目標数が未達成
  - イ 企画提案内容のうち、評価に関する部分で不履行が発生
- (2) 設定目標（6(1)及び(2)）は、京都府が本業務遂行上必要として設定した数値であるが、受託事業者が設定目標以上の提案を行った場合については、協議の上で、当該提案値に変更することがあり得る。
- (3) 上記5の業務については、京都府が受託事業者と協議の上、再委託することができる。
- (4) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。